

第6期 朝倉市人権教育・啓発実施計画

【実施期間：2026（令和8）年度～2028（令和10）年度】



第20回人権作品コンクール入賞作品「あなたもわたしも宝もの」工藤希望さん

自分の人権を守り、他者の人権を尊重する
地域社会をつくれます

2026年（令和8年）3月

朝 倉 市

はじめに

2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、県も「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しています。それらを踏まえ、朝倉市における人権教育及び人権啓発に関する施策の基本方向を示すとともに、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、その他様々な人権問題に関する施策を進めていくための基本理念や基本的な視点、施策の方向性を示すため、2009（平成21）年3月に「朝倉市人権教育・啓発基本指針」を策定しました。しかしながら、その後数十年が経過する中において、新たに犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的少数者の人権問題に関する施策を進めるため、2022（令和4）年5月に「朝倉市人権教育・啓発基本指針」を改定しました。

その基本指針を実行に移すために行政が行うべき具体的な計画を明らかにし、それぞれの分野で「人権が尊重されたまちづくり」を推進するため、「朝倉市人権教育・啓発実施計画」を2023（令和5）年3月に策定しました。この実施計画をもとに、家庭、地域、学校、保育所（園）、幼稚園、職場など様々な局面を通じて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いの人権を尊重し合う社会づくりにつなげていきます。

なお、この実施計画は2026（令和8）年度から3年間の目標をあげているもので、実施計画中の実施年度については、以下の4つの区分に分けて示しています。

第6期

- A 令和4年度（第4期）までに開始した事業で令和8年度以降も継続するもの
- B 令和4年度（第4期）までに開始した事業で令和8年度以降事業を拡充するもの
- C 令和5～7年度（第5期）に開始した事業
- D 令和8～10年度（第6期）に開始する予定の事業

目 次

1. 人権全般（共通の取組）	2
2. 部落差別（同和問題）	4
3. 女性	6
4. 子ども	8
5. 高齢者	12
6. 障がいのある人	15
7. 外国人	19
8. 感染症患者等	20
9. 犯罪被害者等	21
10. インターネットによる人権侵害	22
11. 性的少数者	23
12. さまざまな人権課題（その他）	24
* 朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例	25
* 朝倉市人権教育・啓発推進計画機構図	27
* 朝倉市人権教育・啓発推進本部設置規程	28

1. 人権全般（共通の取組）

【施策の方向性】

人権尊重があらゆる施策の根本にあることを基本に置き、総合的な人権行政を推進します。誰もが「生まれて来てよかった」と思えるためには、互いを思いやり、支え合う社会を実現する取り組みが必要です。

また、市民一人ひとりが社会にある様々な偏見や差別と向き合い、自分自身の問題として捉え、行動し、全ての人の人権が尊重された社会を実現するための総合的かつ効果的な施策を積極的に進めます。

《課題目標を達成するため実施する事業》

事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
個人情報管理の徹底	あらゆる業務において、個人情報の適切な管理を徹底する。	A	全 課
朝倉市職員人権・同和問題研修推進委員会	人権・同和問題を職員自らの課題として捉え、研修・啓発活動を行う。また、各職場に推進員を置き、研修・啓発活動を推進する。7月にワッペン着用による身元調査お断わり運動を会計年度任用職員・派遣職員を含めた全職員で行う。	A	人権・同和対策課 人事秘書課
職員研修事業	全職員研修、役職者研修、新規採用職員研修等で計画・実施する。	A	人事秘書課
地域コミュニティの推進	「地域のことは地域住民自らが考え、責任を持って行動していくまちづくり」を目指して、住民と行政が協働する新たな地域の仕組みづくりを推進する。	A	総務財政課
コミュニティセンターの利用環境整備	地域コミュニティ活動の拠点である各地区のコミュニティセンターの維持補修、バリアフリー化を行うことで、誰もが利用しやすい環境を整える。	A	総務財政課
市民活動支援	NPO・ボランティア並びに地域コミュニティ等が行う市民活動を支援する。	A	総務財政課
人権問題相談事業	あらゆる人権問題に関する相談を受け、必要に応じて関係機関を紹介する。また、県が実施する相談業務担当職員研修会に積極的に参加し力量を高める。	A	人権・同和対策課
人権セミナー	人権問題の当事者の生の声に接することで人権問題をより身近なものとして捉え、自ら考え行動する機会とする。（年8回実施） また、テーマや人権課題に応じて、関係課とも連携して実施する。	A	人権・同和対策課
出前講座及び人権学習会の実施	各地域コミュニティや社会教育関係団体、企業、医療・福祉施設などの要請により、各団体の課題に応じた人権・同和問題学習の機会を提供する。	A	人権・同和対策課
朝倉市人権・同和教育推進協議会	行政、学校、社会教育関係団体が連携し、啓発・学習活動を通して、人権・同和教育を推進する。	A	人権・同和対策課

事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
人権を考える朝倉市民のつどい	12月の人権週間に合わせて、「人権を考える朝倉市民のつどい」を開催し、人権作品コンクールの表彰式や講演会を行うことにより市民の人権意識の高揚を図る。また、人権週間前に街頭啓発を行う。	A	人権・同和対策課 教育委員会
人権作品コンクール	市民や企業、児童・生徒から、広く人権作品を募集し、「人権を考える朝倉市民のつどい」において表彰する。作品を掲示し、作品集を発行するなどして、啓発に活用する。	A	人権・同和対策課
朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会	筑前町、東峰村、朝倉市が連携して活動し、朝倉地区人権・同和教育研究会や人権映画上映会の開催、啓発冊子の発行等により人権・同和教育の推進を図る。	A	人権・同和対策課
企業訪問啓発	7月の同和問題啓発強調月間、12月の人権週間の前（6月、11月）に、市内の主要企業・事業所の訪問啓発を行い、人権意識の高揚を図るとともに、連携を深める。	A	人権・同和対策課
学校における人権・同和教育の推進	各学校において人権・同和教育推進計画を作成し、教育活動全体を通じて、人権・同和教育を推進する。	A	教育課
朝倉市学校人権・同和教育研修会	市内の小中学校における人権・同和教育を推進するため、授業公開を基にした小中合同の研修会を開催する。	A	教育課
人権学習授業	授業において、様々な人権問題を学習し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。	A	教育課
図書資料利用サービス事業	同和問題啓発強調月間及び人権週間にあわせ、図書館内において人権・同和問題啓発関係図書資料の特別展示コーナーを設置する。	A	文化・生涯学習課
民生委員児童委員活動支援事業	こどもから高齢者、特に社会的弱者に対して相談・支援などの必要な援助を行う民生委員児童委員を支援する。	A	福祉事務所
生活保護受給者に対する税の非課税又は減免	生活保護受給者に対する住民税の非課税又は減免制度や軽自動車・固定資産税の減免制度がある。	A	税務課
朝倉地区人権啓発情報センターによる取り組み	筑前町、東峰村、朝倉市の3市町村が協力し、人権課題の解決や差別のないまちづくりを推進するため、人権啓発活動、人権相談への対応、人権学習への支援、情報提供等の事業を行う。	A	人権・同和対策課

2. 部落差別（同和問題）

【施策の方向性】

部落差別は、差別を温存・助長する因習等をなくし、全ての人の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築することにより解消しうえるものと考えます。

今後の推進にあたっては、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と反省を踏まえつつ、引き続き諸政策の総合的かつ計画的な推進を図り、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域、職場、行政が連携し、効果的に事業・研修会等を行います。

これらの取り組みを通して部落差別（同和問題）に対する確かな人権意識を培い、自主的に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

課題 目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 市民に対する啓発活動の充実 (イ) 地域における啓発活動の支援 (ウ) 企業と啓発活動の連携 (エ) えせ同和行為の排除 ② 人権・同和教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学校教育 (イ) 社会教育 ③ 隣保館、教育集会所の事業推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 教育・文化活動の推進 (イ) 地域交流事業の推進 (ウ) 実態把握及び相談体制の充実
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① 啓発の推進	身元調査お断わり、各種窓口業務	差別につながる身元調査、土地調査を断る。また、第三者による各種証明書の不正取得を防止する。	A	全 課
	同和問題啓発強調月間の取り組み	7月の同和問題啓発強調月間に際し、市民の部落差別（同和問題）に対する正しい理解を深め、人権意識の高揚を図るため街頭啓発や講演会を行う。	A	人権・同和対策課 教育委員会
	(7) 朝倉地区人権・同和対策推進協議会	筑前町、東峰村、朝倉市が連携して活動することにより、朝倉地区における人権・同和問題の解決を図る。	A	人権・同和対策課
	部落差別解消のための取り組み	「部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」（R1.12月施行）の周知及び啓発に努める。また、モニタリング事業として、インターネット上の部落差別に関する書き込み等の監視を行う。	A	人権・同和対策課
	人権セミナー	人権セミナーを開催し、同和問題に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課
	(イ) 人権学習会	地域コミュニティが主催する人権研修に対して、講師派遣や講師紹介などの支援を行う。	A	人権・同和対策課
	隣保館及び教育集会所における人権啓発	隣保館及び教育集会所において、人権啓発の交流拠点施設としての人権啓発活動を実施する。	A	人権・同和対策課
	(ウ) 朝倉地区企業内同和問題推進協議会との連携	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、公正・公平な採用、企業内における人権・同和問題学習を推進する。	A	人権・同和対策課
	(エ) えせ同和行為の排除	朝倉地区企業内同和問題推進協議会と連携し、えせ同和行為を排除する。	A	人権・同和対策課

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
② 人権・同和教育の推進		学校における人権・同和教育の推進【再掲】	各学校において人権・同和教育推進計画を作成し、教育活動全体を通じて、人権・同和教育を推進する。	A	教育課
	(7)	朝倉市学校人権・同和教育研修会【再掲】	市内の小中学校における人権・同和教育を推進するため、授業公開を基にした小中合同の研修会を開催する。	A	教育課
		人権学習授業【再掲】	授業において、様々な人権問題を学習し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。	A	教育課
	(1)	解放学習	様々な学習を通して、解放の学力を身につけ、差別に負けない、差別を見逃さない人材を育成する。	A	人権・同和対策課
		解放子ども会活動	部落差別の現実の中にある子どもたちの生活を確立するため、教科の学習、生活体験を通して、差別に気づき、差別に負けない、差別を許さない人材を育成する。	A	教育課 人権・同和対策課
③ 隣保館、教育集会所の事業推進	(7)	地域福祉事業	地域住民を対象としたレクリエーション、教養文化活動・福祉活動等を通して地域住民の交流を図る。	A	人権・同和対策課
	(1)	地域交流事業	各地区で希望者を対象とした、各種教室等を開設し、健康の増進や教養を深める。	A	人権・同和対策課
	(1)	相談事業・周辺地域巡回事業	地域住民に対し、生活上の相談、人権に係る相談に応じ適切な助言指導を行うため、機動的な相談体制を確立し、相談の結果、必要があるときは関係行政機関等の紹介を行う。	A	人権・同和対策課

3. 女性

【施策の方向性】

女性の人権が尊重される社会実現のために、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の形成に向けて以下の取り組みを積極的に推進します。

課題目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画を実現するための環境づくり <ul style="list-style-type: none"> (ア) 社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進 (イ) 男女共同参画の意識を育む教育・学習の推進 (ウ) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進 ② 女性の人権が尊重される社会づくり <ul style="list-style-type: none"> (ア) 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 (イ) 相談窓口の設置や被害者の支援体制整備 (ウ) 生涯を通じた女性の健康福祉支援体制の整備 ③ 地域・家庭・職場における男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域における男女共同参画社会づくりの推進 (イ) 男女がともに支え合う子育て・介護の実現 (ウ) 職場における男女共同参画体制の推進 ④ 男女共同参画を推進する社会システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 政策方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくり (イ) 参画拡大のための啓発推進
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
① 男女共同参画を実現するための環境づくり	図書資料利用サービス事業	人権週間にあわせ、図書館内において女性の人権・DV問題を啓発する、図書資料の特別展示コーナーを設置する。	A	文化・生涯学習課	
	(7) 男女の固定的性別役割分担意識是正のための啓発	男女共同参画社会実現のために、講演会、講座、セミナー等を開催し、男女共同参画に対する意識啓発に努める。	A	男女共同参画推進室	
	男女共同参画意識調査	男女共同参画の視点で実態及び意識調査を行い、啓発を行う上での参考資料とする。	A	男女共同参画推進室	
	(1) 各学校における男女共同参画教育の推進	児童生徒の発達段階に応じて、個人の尊厳や男女平等に関する教育を推進する。	A	教育課	
	(ウ) 学校における人権教育の推進	男女平等意識の促進に向けた啓発の推進	男女共同参画のまちづくり条例及び推進計画に基づき、家庭や地域などあらゆる場において啓発活動を行う。	A	男女共同参画推進室
		各学校において推進計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識の醸成を図る。	A	教育課	
人権セミナー		人権セミナーを開催し、女性の人権に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課	
② 女性の人権が尊重される社会づくり	DV等の支援対象者に係る選挙人名簿の閲覧について	ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関し、支援対象者を除く閲覧等に供する。	A	選挙管理委員会	
	(7) 住民基本台帳事務(支援措置申出)	DV・ストーカー被害者から支援措置法に基づく申請があった場合、住民票、戸籍の附票に発行抑止をかけ、本人以外の申請者からは、交付できないようにする。	A	市民課	
	女性に対するあらゆる暴力防止に向けた啓発	DVは犯罪という認識を広めるため、パンフレットやポスター、広報紙、ホームページ、講座等あらゆる機会を利用して周知する。	A	男女共同参画推進室	

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
② 女性の 人権が尊重される 社会づくり	(7) DV防止法の周知及び DV防止への理解促進	DV防止法を市民に周知し、DV防止意識の啓発をする。また、デートDV防止についても、広く市民へ啓発する。	A	男女共同参画推進室	
	相談窓口の周知、啓発	「あすみん相談」など相談窓口の情報を広報紙やリーフレット等を利用して周知、啓発する。	A	男女共同参画推進室	
	男女共同参画苦情処理 委員の設置	男女共同参画苦情処理委員を設置し、男女共同参画に関する施策の苦情や性別による差別的取り扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図る。	A	男女共同参画推進室	
	(4) あすみん相談窓口の設置	DVやストーカー被害、夫婦関係の相談を受け付ける。	A	男女共同参画推進室	
	家庭児童相談の充実	家庭児童母子相談員5名を配置し、相談・支援を行う。	A	子ども未来課	
	苦情相談処理窓口	市職員のセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の処理体制を整備することにより、快適な職場環境の維持及び向上を図る。	A	人事秘書課	
	(7) 性と生殖の権利に関する啓発	女性の性と生殖の権利に関する理解の促進のため、広報等を活用し周知・啓発を行う。	A	男女共同参画推進室 健康課	
	がん検診事業	疾病の予防、早期発見・早期治療のため、女性特有の乳がんや子宮がん検診体制の充実を図る。	A	健康課	
	③ 地域・家庭・職場 の推進における 男女共同参画	(7) 地域における男女共同参画の啓発	男女共同参画についての正しい理解を広めるため、広報紙への啓発記事掲載や講演会、講座等の開催などによる啓発を行う。	A	男女共同参画推進室
		消防団運営事業	女性消防団員の入団推進、育成を行う。	A	防災交通課
(4) 育児休業制度、介護休暇・ 休業制度の周知		育児休業制度、介護休暇・休業制度について、広報紙等を活用して周知する。	A	男女共同参画推進室	
ワーク・ライフ・バランスの 啓発		仕事と生活の調和のとれた働き方ができるための情報提供等により、啓発を行う。	A	男女共同参画推進室	
(7) 企業への男女共同参画の啓発		男女共同参画についての正しい理解を広めるため、企業への啓発を行う。	C	男女共同参画推進室	
④ 男女共同参画を 推進する 社会システムの 構築	(7) 各種審議会等への 女性の登用促進	毎年度、審議会における女性委員の登用率を調査し、各種審議会などへの女性の積極的登用の働きかけを行う。	A	男女共同参画推進室	
	女性人材リスト事業	市の政策及び方針決定の場へ女性の意見を反映させるため、審議会などのメンバー選考や、各種研修会等の講師選定に役立たせることを目的に、女性人材リストを作成し活用する。	A	男女共同参画推進室	
	(4) 男女が共に参画する 意識改革のための啓発	広報紙やホームページを活用して、地域や各種団体、組織における慣習等の見直しの啓発をする。	A	男女共同参画推進室	

4. こども

【施策の方向性】

社会全体でこどもの健やかな成長を図るために、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域、職場、行政などをはじめとした関係機関が、人権の視点に立ってこどもたちのことを考え、議論できるネットワークの構築を図り、地域社会の連携による総合的な取り組みの充実・相互支援を図ります。

また、未来を担うこどもたち一人ひとりの人格を尊重し、こどもの権利の尊重と擁護に向けた取り組みを積極的に推進していただけるよう「朝倉市こども計画」に基づいた取り組みを推進します。

課題 目標	<ul style="list-style-type: none"> ① こどもの人権が尊重されるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> (ア) 市民意識の醸成を図るための啓発 (イ) 人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進 (ウ) 人権の視点に立ったネットワークの構築 ② 子育て支援に関する環境づくり <ul style="list-style-type: none"> (ア) 子育て支援体制の整備 (イ) 相談体制の充実 (ウ) 子育てを応援する仕組みづくり ③ 豊かな人間性が育つ地域づくり <ul style="list-style-type: none"> (ア) こどもの健全育成の推進 (イ) 情報提供、交流機会の提供 (ウ) 児童虐待防止対策の充実
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① こどもの人権が尊重されるまちづくり	(7) 青少年の集いinあさくら	地元中学生による「少年の主張」や、講演会等を開催する。	A	男女共同参画推進室
	(7) 強調月間の取り組み	「青少年の被害・非行防止全国強調月間」及び「子供・若者育成支援推進強調月間」に合わせて、懸垂幕の設置や広報紙による周知をする。また、ポケットティッシュ配布等で啓発を行う。	A	男女共同参画推進室
	(4) 人権セミナー及び出前講座の活用	人権セミナーにおいて、こどもの人権を考える内容を取り入れ、小中学校PTA、保育所、幼稚園保護者の出前講座を開催し、学習の機会を提供する。	A	人権・同和対策課
② 子育て支援に関する環境づくり	(7) ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が行う相互援助活動を支援するファミリーサポートセンターを設置し相互援助活動に関するコーディネート・アドバイス等を行う。	A	子ども未来課
	(7) トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）	疾病や仕事をはじめとした社会的な理由で、保護者の帰宅が夜間になる場合、児童養護施設において夜間に児童を預かり一時的に養育を行う。	A	子ども未来課
	(7) ショートステイ事業（子育て短期支援事業）	保護者の疾病や仕事をはじめとした社会的な理由で、児童養護施設において一時的に（最長7日間）児童を養育する。	A	子ども未来課
	(7) 病児・病後児保育事業（病後児対応型）	こどもが病気の回復期にあり、保育所等での集団保育が困難で保護者にやむを得ない事情ある場合、一時的に保育を病院併設の施設にて実施する。	A	子ども未来課
	(7) 地域子育て支援拠点事業	育児に関する不安や悩みなどの相談、育児講座等を開催する。（生い立つ保育園、ひろにわ保育所、つどいの広場に設置）	A	子ども未来課

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
②子育て支援に関する環境づくり	(7)	妊婦支援事業	こどもを安心して生み育てることができるよう、妊婦健康診査、妊産婦訪問を実施する。	A	健康課
		乳幼児健診事業	生後4か月、10か月、1歳半、3歳児における乳幼児健診を実施し、子育てに対する支援の充実を図る。	A	健康課
		子ども医療費支給制度	就学前の乳幼児に対し、保険診療の自己負担相当額を無料化及び小学生、中学生に対し、入院・入院外に係る保険診療の自己負担額の一部を助成することにより、経済的負担を低減する。	A	保険年金課
		地域活動指導員設置	こどもの健やかな成長を図るため、コミュニティで行われる体験活動等への支援を行う。	A	文化・生涯学習課
		障がい児保育	全保育所にて、障がい児保育を実施する。	A	子ども未来課
	(4)	家庭児童相談の充実	家庭児童母子相談員5名を配置し、相談・支援を行う。	A	子ども未来課
		育児相談事業	育児に不安のある人を対象に実施する育児相談や、言葉や発達に不安がある子を対象に専門医や保健師等が個別相談に応じる発達相談等、子育てに関する相談事業を実施する。	A	健康課
	(7)	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策法に基づき、市職員を対象に策定する計画。次世代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のために、市職員の子育てを支援するための計画を作成し、取り組む。	A	人事秘書課
		延長保育事業	通常保育時間に迎えに来られない場合に延長保育を実施する。	A	子ども未来課
		一時預かり事業	一時的に保育が困難な児童に一時預かり事業を実施する。	A	子ども未来課
		母子健康教育事業	妊娠から育児に関する情報提供や交流の場として母親学級や両親学級を実施する。	A	健康課
		児童手当	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを社会全体で応援する。	A	子ども未来課
		子育てのための施設等利用給付	「幼児教育・保育の無償化」に伴い、届出保育施設（認可外保育施設）等について、一定の条件下のもと、保育料を無償（上限額有り）とする。	A	子ども未来課
		幼児教育無償化事業	子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設をこどもが利用した際に要する費用を支給する。	A	教育課

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
(ウ)	要・準要保護児童生徒就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒に対し、学用品、通学用品、修学旅行、校外活動、学校給食の費用を援助することにより、教育を受ける権利を保障する。	A	教育課
	朝倉市高等学校等奨学金制度	経済的理由により高校、大学等に修学することが困難な者に奨学金を貸与し、社会における有為な人材の育成を図る。	A	教育課
③豊かな人間性が育つ地域づくり	(7) スポーツ少年団活動支援	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年のスポーツを振興し、青少年の心身の健全な育成を支援する。	A	文化・生涯学習課
	総合型地域スポーツクラブの育成支援	スポーツ少年団の活動を基本としつつ、自主運営のスポーツクラブの育成を支援する。	A	文化・生涯学習課
	社会教育団体育成事業	小・中学校PTAが実施する研修活動や地域貢献活動の取り組みに対する支援を行う。	A	文化・生涯学習課
	学社連携・融合推進事業	市内中学校区での地域活性化と学校・地域での連携・融合を図るため、事業に要する経費を補助する。	A	文化・生涯学習課
	体験型学習	親子のふれあいや自然体験等の各種体験型学習を行う。学んだ事を生かせる機会を提供しサポートを行う。	A	文化・生涯学習課
	家庭教育講座	子育て・親育ちに関することをテーマに講座を開催する。	A	文化・生涯学習課
	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	4か月児健診、1歳半児健診時に親と子が絵本を通じて心触れあうひと時をつくるきっかけづくりを行う。	A	文化・生涯学習課
	赤ちゃんおはなし会・おはなし会	本の楽しさを伝えることと、本とこどもたちを繋ぐため、毎週末と季節ごとのおはなし会を開催する。	A	文化・生涯学習課
	不登校児童生徒の解消 適応指導教室	不登校やひきこもり等の問題を抱える児童生徒の居場所作りを行い、学習・生活・社会面を指導するために適応指導教室を設置し、自分のよさを再認識しながら他者との信頼関係づくりを行い、学校への復帰を目指している。また、スクールソーシャルワーカーを活用し家庭の要因で学校に登校できない児童生徒がいないようにする。	A	教育課
	心の教育相談員の配置	教師以外の第三者として、相談しやすい相談員を中学校に配置することにより、生徒の悩み等を聴く体制を補完する。場合によっては、生徒・養護教諭・スクールカウンセラー等と連携し、悩みの解消を図る。	A	教育課
スクールカウンセラーの配置	小中学校には県費によりスクールカウンセラーが配置されているが、県費での時間が少ない小学校には、市単独でスクールカウンセラーを配置し教育環境の整備を図る。	A	教育課	

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
③豊かな人間性が育つ地域づくり	(7)	移動図書館車事業	市内の保育所（園）、幼稚園を巡回しながら、こどもたちに本の貸出を行う。	A	文化・生涯学習課
		子どもの読書推進講座	子育て中の親や絵本の読み聞かせ等のボランティア活動を行っている人を対象に、読み聞かせの手法や本の選び方の講座を開催する。	A	文化・生涯学習課
		放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後、保護者が家庭にいない小学生を対象とし、適切な遊び及び生活の場等を提供し、児童の健全育成を推進する。	A	子ども未来課
		青パトによる巡回パトロール活動	青色回転灯装着車（通称：青パト）による巡回パトロール活動を支援する。	A	男女共同参画推進室
		朝倉市青少年育成市民会議支援	青少年の健全育成活動に取り組む「朝倉市青少年育成市民会議」を支援する。	A	男女共同参画推進室
		福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査	青少年を取り巻く有害環境の環境浄化を図るため、福岡県青少年健全育成条例に基づき、コンビニ、ビデオ店等への立入調査を行う。	A	男女共同参画推進室
		食育推進事業	「朝倉市保育所（園）食育推進計画」に基づき全保育所において食育の日（毎月19日）等を設定し、食育推進を実施する。各小中学校の「食に関する年間指導計画」に基づき食育を推進するとともに、学校給食における地場産農産物の活用増進を図る。また、市内の小中学校に朝倉市学校農園事業による補助金を交付する。	A	子ども未来課 教育課 農業振興課
	(イ)	子どもの読書推進講座【再掲】	子育て中の親や絵本の読み聞かせ等のボランティア活動を行っている人を対象に、読み聞かせの手法や本の選び方の講座を開催する。	A	文化・生涯学習課
		子育て関連情報の提供の充実	子育て中の親が必要とするさまざまな情報を広報紙や子育て情報誌「子育て支援ブック」、ホームページによって提供する。	A	子ども未来課
	(ロ)	乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。また、虐待の有無など親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行う。	A	子ども未来課
		要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の早期発見や適切な保護、関係機関の連携による組織的・効果的な対応を図ることを目的として設置した地域協議会をさらに充実させていく。	A	子ども未来課
		育児相談事業	乳幼児健診や育児相談及び家庭訪問を通し、児童虐待の予防及び早期発見に努め、福祉等関係機関との十分な連携を図る。	A	健康課

5. 高齢者

【施策の方向性】

高齢者が安心して活動的な暮らしができるように、社会環境の整備・充実を図る施策を展開するとともに、生き生きと暮らせる社会の実現を目指すための啓発を行い、地域や事業者、行政が一体となり高齢者の積極的な社会参加を支援します。また、高齢者が元気に過ごすことができるよう生活支援の整備、保険の安定化や年金制度の周知を図ります。

介護保険については、今後の高齢者介護の実態を見据えながら、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、「朝倉市介護保険事業計画」に基づき介護予防及び地域ケアへの展開等を推進します。

課題 目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 暮らしやすい環境整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域包括ケアシステムの体制づくり (イ) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設等の整備 (ウ) 高齢者相談体制の充実 (エ) 道路、公園、公共施設等のバリアフリー化 (オ) 人権尊重の意識を高める教育・啓発の推進 ② 社会参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学習機会、社会参加機会の充実 (イ) 生きがいづくり支援 (ウ) 就労機会の提供 ③ 介護保険制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 利用者への情報提供 (イ) 相談体制の充実 (ウ) 介護サービス適正化の推進 ④ 生活支援体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 介護予防の充実 (イ) 生活支援サービス・認知症高齢者対策の推進 (ウ) 権利擁護事業の支援 (エ) 虐待防止対策の充実 ⑤ 介護保険の安定化、年金制度の周知 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 健診や生活習慣病の予防 (イ) 後期高齢者医療制度についての広報 (ウ) 国民年金制度の周知及び啓発 (エ) 保険料免除制度の啓発
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
① 暮らしやすい環境整備	地域ケア会議	個別ケース検討を通じて高齢者個人及び地域の課題を抽出し、支援・解決方法を考える。	A	介護サービス課	
	(7) 要援護者見守り支援ネットワーク事業	要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域、団体、行政等で連携し、見守り支えていくネットワークの体制を整備する。	A	介護サービス課	
	女性消防団独居高齢者訪問事業	独居高齢者宅を訪問し、火災予防の指導を行う。	A	防災交通課	
	(イ) 介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施設等の整備について定期的に進捗管理を行う。	A	介護サービス課	
	(ウ) 総合相談事業	総合相談事業	地域包括支援センターで高齢者に関する相談を受け付ける。	A	介護サービス課
		消費生活相談事業	だまされないための消費生活出前講座を開設して、高齢者の被害撲滅を推進する。	A	商工観光課
	(エ) 福祉のまちづくり事業	バリアフリー化された歩道の整備を行う。	A	建設課	

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
①暮らしやすい環境整備	(エ) 固定資産税の減額制度	住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、居住部分に対する固定資産税額の一部を減額する制度がある。	A	税務課
	コミュニティバス事業	高齢者や障がい者等の交通弱者の生活を支援するため、公共交通の維持確保を図る。運行車両については、基本的に福祉対応車両を用いる。	A	防災交通課
	(オ) 人権セミナー	人権セミナーを開催し、高齢者の人権に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課
②社会参加の推進	(フ) 高齢者の学習機会の充実	各地区コミュニティ活動において、高齢者の学習機会が持てるよう支援する。	A	文化・生涯学習課
	文学講座等	図書館事業として、高齢者が生き生きと生活できるように、文学講座を実施する。また、社会福祉協議会への出前お話を実施する。	A	文化・生涯学習課
	(イ) 巡回文庫	図書館を利用するのに交通機関が少ない高齢者に対して、本と親しむことができるよう地域コミュニティや福祉施設などを巡回して、本の団体貸出を行う。	A	文化・生涯学習課
	環境啓発事業	地域の高齢者団体を中心に市内要所において、春・秋の2回花植栽及び管理を行ってもらうことにより、市民の環境美化への参画を推進する。	A	環境課
	(ロ) シニアクラブ連合会への支援	高齢者の生きがいがづくり、健康づくりを図る。	A	介護サービス課
	公園長寿命化対策支援事業	公園の健康遊具・外灯を更新することで、健康づくりに寄与し社会参加の推進を図る。	A	都市整備課
	(ハ) シルバー人材センターへの支援	就労の機会を提供する。	A	介護サービス課
③介護保険制度の充実	(ニ) 認定申請等窓口付随事務	パンフレット活用により情報を提供する。	A	介護サービス課
	出前講座	制度全般及び要望の分野の専門的講座により周知・啓発する。	A	介護サービス課
	(ホ) 苦情・相談受付体制の整理	「用件受付の対応簿」により適宜問題を整理し、問題解決、再発防止のため意見アドバイスを行う。	A	介護サービス課
	高齢者総合相談	高齢者に関する様々な問題について、相談を受ける。	A	介護サービス課
	(ヘ) 介護サービス適正化事業	要介護認定や介護給付の適正化を図る。	A	介護サービス課
		介護事業者への実施指導を行い、介護サービスの質の向上を図る。	A	介護サービス課

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
	(ウ) 介護サービス適正化事業	ケアプランが利用者本意のものになっているのかのチェックを行う。	A	介護サービス課	
④ 生活支援体制の整備・充実	(ア) 介護予防支援事業	介護予防サービスを適切に確保し、できるだけ要介護状態にならないようにする。	A	介護サービス課	
	(イ) 認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を普及し、認知症の人や家族を支えられるような地域をつくる。	A	介護サービス課	
	(ウ) 権利擁護事業	自立した生活が困難な状況にある高齢者が、地域で尊厳のある生活を送れるよう成年後見制度の普及活用等の支援を行う。	A	介護サービス課	
	(エ) 虐待防止対策の充実	高齢者の虐待防止対策の充実を図り、未然防止や早期対応につなげる。	A	介護サービス課	
⑤ 介護保険の安定化、年金制度の周知	(ア) 特定健康診査事業	特定健康診査を実施し、生活習慣病予防のための支援を行う。	A	健康課	
		がん検診事業	住民健診を充実させ、疾病の予防、早期発見・早期治療を推進する。	A	健康課
		健康相談事業	生活習慣病の予防、健康保持のための相談を実施する。	A	健康課
		地域支援事業	地域において介護予防教室を実施し、運動や栄養等総合的な保健指導を行う。	A	健康課
		健康づくり推進事業	健康づくり推進員を設置・養成し、地域の特性を生かした地域主体の自主的な健康づくり活動の支援を行う。	A	健康課
	(イ) 後期高齢者医療制度	毎月の75歳年達者説明会や資格確認書や保険料の通知にチラシ等の同封、更には、ホームページ等へ制度内容の掲載をすることにより制度の周知を図る。	A	保険年金課	
	(ウ) 国民年金制度	国民年金制度の内容について広報紙等を活用し周知する。	A	保険年金課	
	(エ) 介護保険料減免制度	介護保険料減免制度	制度の周知を図るとともに、災害により財産に著しい損害を受けた場合、生計中心者が失業等により所得が激減した場合及び生活保護を受けない要保護者である場合は、規定により減免する。	A	介護サービス課
		後期高齢者医療保険料減免制度	災害や心身の故障、事業の休廃止等により保険料の納付が困難なときは、保険料が減免される場合があるため、この制度をホームページに掲載するとともに、保険料決定通知時にチラシを同封したり出前講座や75歳年達者説明会で説明する等して制度の周知を図る。	A	保険年金課
		国民年金保険料免除制度	保険料を納付できない人のために法定免除や申請免除等について広報紙等により情報を提供する。	A	保険年金課

6. 障がいのある人

【施策の方向性】

すべての障がいのある人が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる社会づくりと平等の実現に向け、ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図り、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い諸施策を総合的に進めます。

課 題 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域生活支援及びサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域生活支援及びサービスの充実 (イ) ケアマネジメント体制の充実 (ウ) 権利擁護の推進 (エ) 日常生活における支援 ② 生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 道路等生活空間の整備 (イ) 住宅環境の充実 (ウ) 移動・交通手段の確保 (エ) 公共建築物の整備 (オ) 防犯・防災体制の充実 ③ 保健・医療 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 総合的な健康づくりの推進 (イ) 保健活動の推進 (ウ) 医療・リハビリテーション体制の充実 ④ 情報提供・相談支援体制 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 情報提供の充実 (イ) 相談支援体制の充実 ⑤ 教育・育成 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 教育環境の充実 (イ) 関係機関との連携 (ウ) 人権尊重の意識を高める教育の推進 ⑥ 雇用・就業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 雇用の促進 (イ) 総合的な就労支援の推進 (ウ) 事業所による社会的障壁の除去及び合理的な配慮の義務化 ⑦ 障がいのある人に対する理解・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 広報媒体を活用した理解・啓発の推進 (イ) 障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施 ⑧ 学校や地域における福祉教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学校における福祉教育の充実 (イ) 各種講座・学習会の開催 (ウ) 体験学習の推進 ⑨ 地域参画・生きがいのづくり <ul style="list-style-type: none"> (ア) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実 (イ) 交流・ふれあいの場の充実 (ウ) 外出・移動支援の充実 (エ) ボランティア活動の育成・支援
------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
① 地域生活支援及びサービスの提供	(7) 地域生活支援事業	市町村が地域の特性に応じて独自に実施する事業で、必須事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを行い、任意事業として、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、自動車運転免許取得助成事業及び自動車改造助成事業などを行う。	A	福祉事務所
	(4) ケアマネジメント体制の充実	障がいのある人の地域生活を支援するために、幅広い生活ニーズと様々な社会資源とを適切に結びつける。その際、障がいのある人が自分自身の力で問題を解決できるよう、自己決定、自己選択を尊重する。	A	福祉事務所
	(7) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業補助金交付を行う。	A	福祉事務所

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
① 地域生活支援及びサービスの提供	(7)	障がい者虐待防止対策事業	障がいのある人に対する虐待を防止するとともに、養護者に対する適切な支援等を行う。	A	福祉事務所
		郵便等による不在者投票	身体に重度の障がいのある人や介護保険法の要介護5の人で、投票日に投票所に行けない人も郵便等により投票を行うことができる。	A	選挙管理委員会
	(エ)	点字広報の作成	各選挙執行時に選挙に関する内容を点字広報として作成し、対象者に配布する。	A	選挙管理委員会
		軽自動車税課税免除	障がいのある人本人もしくは同一世帯の方が、障がいのある人の通院等のために運転する車両及び障がいのある人の利用のために改造された車両について、軽自動車税を免除する。	A	税務課
② 生活環境の整備	(7)	公共駐車場等管理事業	駅や主要バス停に設置している駐車場や駐輪場を適正に管理し、公共交通機関の利用を支援する。	A	防災交通課
		福祉のまちづくり事業	バリアフリー化された歩道の整備を進める。	A	建設課
	(4)	固定資産税の減額制度【再掲】	住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、居住部分に対する固定資産税額の一部を減額する制度がある。	A	税務課
	(7)	住宅改修補助事業 日常生活用具給付事業	バリアフリー化などの住宅改修の補助や日常生活用具を給付することにより、住みやすい住環境づくりを推進する。	A	福祉事務所
		コミュニティバス事業【再掲】	高齢者や障がいのある人等の交通弱者の生活を支援するため、公共交通の維持確保を図る。運行車両については、基本的に福祉対応車両を用いる。	A	防災交通課
	(エ)	災害時要支援者避難支援事業	災害時の要支援者の避難を支援する。	A	防災交通課
		防犯灯設置補助事業	防犯灯設置費用を補助することで防犯灯設置を促進する。	A	防災交通課
③ 保健・医療	(7)	がん検診事業	住民健診を充実させ、疾病の予防、早期発見・早期治療を推進する。	A	健康課
		健康相談事業	生活習慣病の予防、健康保持のための相談を実施する。	A	健康課
	(4)	特定健康診査事業【再掲】	国保加入の40歳から75歳未満の方を対象に特定健診を実施し、生活習慣病予防のための支援を行う。	A	健康課
		特定保健指導事業	特定健診受診者のうち、保健指導が必要な方に生活習慣病予防のための保健指導を行う。	A	健康課
	(7)	重度障害者医療費支給制度	重度の障がいのある人に対し、保険診療自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担を低減する。	A	保険年金課

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課	
④ 情報提供・相談支援体制	(7)	障がい者向け読書サービス事業	図書館内に、視覚障がい者へ朗読による読み聞かせを行う場として、対面朗読室や拡大読書器の設置を行う。また、点字本や朗読CD、大活字本やわかりやすいように様々な工夫をしたデジタル本などの貸出を行う。	A	文化・生涯学習課
		声の広報事業	目の不自由な方に、声の広報としてCDに広報紙の内容を録音して配布する。	A	人事秘書課
		社会参加促進事業等	音声読み上げ版「声の広報」を視覚障がい者（希望者）に配布し、情報の周知に努める。また、広報「あさくら」紙面上に障がい福祉サービス情報や障がいのある人への理解促進・啓発記事等を年間計画により掲載し、障がいのある人やその家族等へ広く情報の周知に努める。	A	福祉事務所
	(1)	相談支援事業	福祉事務所に相談員を配置し、相談支援体制の充実強化に努める。	A	福祉事務所
⑤ 教育・育成	(7)	障がい者向け読書サービス事業【再掲】	図書館内に、視覚障がい者へ朗読による読み聞かせを行う場として、対面朗読室や拡大読書器の設置を行う。また、点字本や朗読CD、大活字本やわかりやすいように様々な工夫をしたデジタル本などの貸出を行う。	A	文化・生涯学習課
		学校施設のバリアフリー化	障がい児・者に対応した施設のバリアフリー化を進める。	A	教育課
		特別支援学級や通級指導教室の設置及び特別支援教育支援員の活用	教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした特別支援学級及び通級指導教室を設置する。また、特別支援教育支援員を各学校に配置し、教育内容の充実や教育環境の整備を図る。	A	教育課
	(7)	人権セミナー	人権セミナーを開催し、障がいのある人に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課
⑥ 雇用・就業	(7)	職員任免事務	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率の障がい者雇用の達成を図る。	A	人事秘書課 教育課
	(1)	雇用促進事業	ハローワーク、労働福祉支援事務所等との連携を図り、求人情報・就労支援情報等の提供を行う。	A	商工観光課
		障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達推進	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等から積極的に物品や役務の調達を行う。	A	福祉事務所

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
⑦ 理解・啓発活動の推進	(7) 障がい者による差別の解消の推進	朝倉市職員による障がいのある人に対する差別の解消の取り組みを実効性のあるものにするために策定した「障がい者による差別の解消の推進に関する朝倉市職員対応要領」に基づき、合理的配慮を的確に行うための啓発等に努める。	A	福祉事務所
	(1) 障害者週間	毎年、障害者週間に開催される朝倉市身体障がい者福祉協会主催の「ふれあい集会」に連携協力し、障がいのある人に対する理解・啓発活動の推進に努める。また、広報紙面上に理解促進・啓発記事等を掲載する。	A	福祉事務所
⑧ 学校や地域における福祉教育の充実	(7) 福祉施設との交流	総合的な学習や特別活動の中で、福祉施設との交流を図る活動を推進する。	A	教育課
	(1) 福祉体験活動	朝倉市社会福祉協議会と連携して、相手の身になって考えることができるよう、中学生でブラインドウォークや車いす体験等を行う。	A	教育課
	(7) 福祉施設への職場体験活動	中学校の職場体験の中で福祉施設への職場体験活動を推進する。	A	教育課
⑨ 地域参画・生きがいづくり	(7) 社会参加促進事業等	パソコン教室等生活訓練の実施、各種障がい者スポーツ大会等の支援を行う。	A	福祉事務所
	(1) ふれあいのまちづくり事業	地域福祉活動推進事業、高齢者等地域見守り活動事業に対して助成を行う。	A	福祉事務所
	(7) 移動支援事業 ・移送サービス事業 ・福祉タクシー助成事業	・外出が困難な重度の障がいのある人に対し、社会生活用必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。 ・一般の交通手段を利用することが困難な重度身体障がい者に対し、朝倉市社会福祉協議会に委託し、移送サービス用自動車（リフトカー）を運行し移動支援及び社会参加の促進を図る。 ・心身に重度の障がいのある人に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、社会参加を促進する。	A	福祉事務所
	(1) ふれあいのまちづくり事業	ボランティア育成事業、住民福祉ボランティアのつどい事業の助成を行う。	A	福祉事務所

7. 外国人

【施策の方向性】

多国籍化や多民族化が進展する現在、外国人との相互理解、友好関係を築くとともにお互いに個性を尊重しあい、外国人とともに楽しく安心して生活できるまちづくりのため、次のような施策を推進します。

課題 目標	<p>① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進</p> <p>(ア) 市民への学習機会の提供や啓発の推進</p> <p>(イ) 日本語や日本の文化を理解する学習機会・情報の提供</p> <p>(ウ) 就学前教育・学校教育・生涯学習における国際理解教育の推進</p> <p>(エ) 学校教育における多文化教育の支援</p> <p>(オ) 生涯学習の場における自主活動の推進</p> <p>② 生活環境の充実</p> <p>(ア) 日常生活に必要な情報が得られる相談窓口体制の充実</p> <p>(イ) 外国語による情報提供の推進</p> <p>(ウ) 企業、関係機関、民間団体との連携による相談・支援体制の整備</p> <p>(エ) 防犯・防災体制の充実</p> <p>③ 就労・雇用の促進</p> <p>(ア) 就職情報の提供及び就労支援</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進	(ア) 人権セミナー	人権セミナーを開催し、外国人の人権に対する関心と理解を深めてもらう取り組みを実施する。	A	人権・同和対策課
	(イ) 学校における日本語指導	日本語による教育が困難な外国人児童生徒等に対して、日本語や日本の文化について指導を行う教員等を配置する。	A	教育課
		図書資料利用サービス事業	日本語による読書が困難な外国人向けに資料の貸出や情報の提供を行ったり、外国語による読み聞かせなどを開催して、相互理解の促進に努める。	A
	(ウ) 学校教育における国際理解教育の推進	外国語（外国語活動）や総合的な学習の時間等を通して、外国の文化や言語等の理解を図るとともに、異文化を尊重する心を育てる。	A	教育課
	(エ) 小中学校へのALT派遣	小中学校にALT（外国人指導助手）を派遣することで、各学校の外国語教育（活動）の充実を図るとともに、様々な文化に触れる機会を提供する。	A	教育課
		多文化についての学習	授業において、様々な文化があることを認識し、人権問題を学習し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。	A
② 生活環境の充実	(ア) 相談窓口紹介	相談窓口に関するガイドブックやパンフレット紹介ならびに関係機関相談窓口の紹介を行う。	A	総合政策課
	(イ) 図書資料利用サービス事業	外国人が、図書資料や情報を収集しやすいように、情報の提供に努める。	A	文化・生涯学習課
		母子健康手帳交付	交付可能な外国語版の母子健康手帳を希望する妊婦に交付する。（英語版、中国語版、ハングル語版）	A
(ウ) 特定技能制度における地域の共生施策に関する連携	法の規定に基づき、特定技能外国人の所属する機関から地域の共生施策に関する協力確認書を受領する。提出のあった機関には、必要に応じて市から協力を要請する。	C	総合政策課	
③ 就労・雇用の促進	(ア) 雇用促進事業	ハローワーク、労働福祉支援事務所等との連携を図り、求人情報・就労支援情報等の提供を行う。	A	商工観光課

8. 感染症患者等

【施策の方向性】

感染症患者等に対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤にした教育・啓発の推進に努めていきます。

ハンセン病に対する理解は、病気に対する正しい知識と理解、隔離政策下におかれた療養所の歴史、今の現状を知り考えていくことです。

感染症患者等が不当な差別を受けることがないように、正しい知識の普及と啓発の充実に努めます。

課題 目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 市民に対する教育・啓発の推進 (イ) 学校・地域における教育の充実 (ウ) 関係機関との連携 ② 患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) プライバシーの保護の徹底 (イ) 感染症等に関する相談・支援体制の充実
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
①教育・啓発活動の推進	(ア) 健康教育事業	H I Vやハンセン病に関する正しい知識と情報の提供に努める。広報等を活用し、H I Vやハンセン病に対する偏見と差別の解消を図る啓発の推進に努める。	A	健康課
	人権に関する学習機会の提供やチラシ・冊子等での啓発	様々な人権課題についての学習機会の提供や、チラシ・冊子等での啓発を行う。	A	人権・同和対策課
	(イ) 学校におけるH I V教育等の充実	発達段階に応じた性教育を実施し、H I Vについて正しい知識を身につけ、H I V感染者等への差別や偏見を払拭し、さらに適切な行動によってH I Vから自分を守ることができるH I V教育の推進を図る。 また、ハンセン病に関する理解と、ハンセン病患者の人権問題についても理解を深める。	A	教育課
	健康教育事業	学校や地域でH I Vやハンセン病等が正しく理解されるよう啓発に努める。	A	健康課
	(ウ) 健康教育事業	県（保健福祉環境事務所等）と連携して、H I Vやハンセン病等が正しく理解されるよう啓発に努める。	A	健康課
②患者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備	(ア) プライバシー保護の徹底	プライバシーの保護を徹底する。	A	健康課
	(イ) 健康相談事業	プライバシーを最大限保護し、専門相談窓口や検査機関の紹介を行い、関係機関との連携を図る。	A	健康課

9. 犯罪被害者等

【施策の方向性】

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について理解が深まるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。

課題 目標	① 教育・啓発活動の推進 (ア) 犯罪被害者に関する教育・啓発の推進 ② 相談・支援体制の推進 (ア) 各種関係機関との連携
----------	-------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課	
① 活動の 推進 ② 制の 推進	(7) 教育・啓 発	人権に関する学習機会の提供 やチラシ・冊子等での啓発	様々な人権課題についての学習機会の提供や、 チラシ・冊子等での啓発を行う。	A	人権・同和対策課
	(7) 相談・支 援体	犯罪被害者支援事業	犯罪被害者支援の地域住民向けの広報啓発を行 うと共に、総合的な対応窓口の設置に取り組 む。	A	防災交通課
		相談窓口の周知、啓発	DV等で悩む方のための相談窓口の情報を広報 紙やリーフレット等を利用して周知、啓発す る。	A	男女共同参画推進室

10. インターネットによる人権侵害

【施策の方向性】

インターネットの危険性を十分に認識し、プライバシーの保護に努め、法律、ルールやマナーを順守し、人権を侵害する情報や根拠のない情報をインターネット上に掲載することがないように、関係機関と連携し啓発や差別書き込みの削除に努めます。

課題 目標	① 啓発活動の推進 (ア) 市民に対する教育・啓発の推進 ② 教育活動の推進 (ア) 学校における情報教育の推進 ③ 関係機関との連携 (ア) 情報共有の推進
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施年度	担当課
①の啓発推進活動	(7) 人権に関する学習機会の提供やチラシ・冊子等での啓発	様々な人権課題についての学習機会の提供や、チラシ・冊子等での啓発を行う。	A	人権・同和対策課
②の教育推進活動	(7) 小・中学校におけるICT教育	児童生徒のコンピューター授業を通して、人権侵害をしないためのインターネット利用上のルールを学習する。	A	教育課
③関係機関との連携	(7) モニタリング事業	法務局との情報共有や連携を図り、インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際はプロバイダ等に削除要請を行う。	A	人権・同和対策課
	(7) インターネットによる青少年の犯罪被害者等を防止する取り組み	インターネットによるいじめ、犯罪被害等から青少年を守るための啓発等の取り組みを行う。	A	男女共同参画推進室

11. 性的少数者

【施策の方向性】

地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、関係課や企業、支援団体と連携し、講演会や研修会等の啓発を推進します。

それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

また、学校においては、児童・生徒が安心して学校生活を送れるような支援や相談体制の充実に努めます。

課題 目標	① 教育・啓発の推進 (ア) 社会教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 (イ) 学校教育における性の多様性に関する教育・啓発の推進 ② 相談支援体制の整備 (ア) 各種関係機関との連携
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課
①教育・啓発の推進	(7) 人権に関する学習機会の提供やチラシ・冊子等での啓発	様々な人権課題についての学習機会の提供や、チラシ・冊子等での啓発を行う。	A	人権・同和対策課
	性の多様性に関する教育啓発	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人権啓発と理解の促進を図る。	A	男女共同参画推進室 人権・同和対策課
	(1) 学校における性の多様性に関する教育等の充実	性的少数者に対するいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進する。	A	教育課
②相談支援体制の整備	(7) 学校生活に必要な支援及び相談体制の充実に努める。	児童・生徒が安心して学校生活を送れるような支援や相談体制を図る。	A	教育課
	相談窓口の周知、啓発	性的少数者を対象としたDV被害者相談ホットラインなどの相談窓口の情報について広報紙やリーフレット等を利用して周知、啓発する。	A	男女共同参画推進室 人権・同和対策課

12. さまざまな人権課題（その他）

【施策の方向性】

様々な人権問題の多くは、そのことについて正しく知らないという無知、無理解から起きています。それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

課題 目標	① 教育・啓発活動の推進 (ア) 様々な人権に関する啓発の推進 (イ) 関係機関との連携 ② 人権に配慮した相談・支援体制等の整備 (ア) プライバシーの保護の徹底 (イ) 様々な人権に関する相談・支援体制の充実
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《課題目標を達成するため実施する事業》

課題分類	事務事業名	事業概要	実施 年度	担当課	
① 教育・啓発活動の推進	学校における人権教育の推進【再掲】	各学校において人権・同和教育推進計画を作成し、教育活動全体を通じて、人権教育を推進する。	A	教育課	
	(7) 平和事業の推進	平和の尊さを後世に伝えるため、市民により組織された「朝倉市平和事業実行委員会」と連携し、市民平和祭、戦跡めぐりフィールドワークなどを実施する。	A	総合政策課	
	人権に関する学習機会の提供やチラシ・冊子等での啓発	様々な人権課題についての学習機会の提供や、チラシ・冊子等での啓発を行う。	A	人権・同和対策課	
	(4)	拉致被害者問題の啓発	12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に際し、国、県が行う日本人拉致問題に関する啓発事業に取り組む。	A	人権・同和対策課
		ホームレス問題の啓発	関係機関と連携を図りながらホームレス問題への理解促進と人権に配慮した啓発を行う。	A	人権・同和対策課
② 人権に配慮した相談・支援体制等の整備	(7)	住民基本台帳事務 戸籍管理事務	届出、相談内容によっては、間仕切りのある窓口へ案内し、周囲から見えないようにする。	A	市民課
		住民票等第三者取得に関する本人通知制度	差別につながる身元調査を防止し、市民の人権を守るため、本人通知制度を実施する。	A	市民課
	(4)	暴力団排除対策事業	暴力団排除の地域住民向けの広報啓発を行うと共に入札に参加させない等、暴力団を利することにならないよう必要な措置を講じる。	A	防災交通課 全 課
		消費者行政、消費生活相談事業	消費生活センターにおいて、消費生活に関する相談、啓発を行う。	A	商工観光課
		生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が自立した生活を送れるように、相談や就労支援の啓発を行う。	A	福祉事務所

朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例

令和元年12月20日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のない、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務等)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、相互の連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市長は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、国、県及び各種団体と連携協力し、必要な調査、指導及び助言をすることができる。

(市民の責務)

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、地域社会の一員として、家庭、学校、地域、職場等社会のあらゆる分野において、不当な差別の解消に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、基本的人権を尊重し、不当な差別の解消に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、各種団体と協力し、あらゆる機会をとらえて教育及び啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(実態調査)

第8条 市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、必要に応じて、差別の実態に係る調査を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する朝倉市人権教育・啓発懇話会の意見を聴くものとする。

(委任)

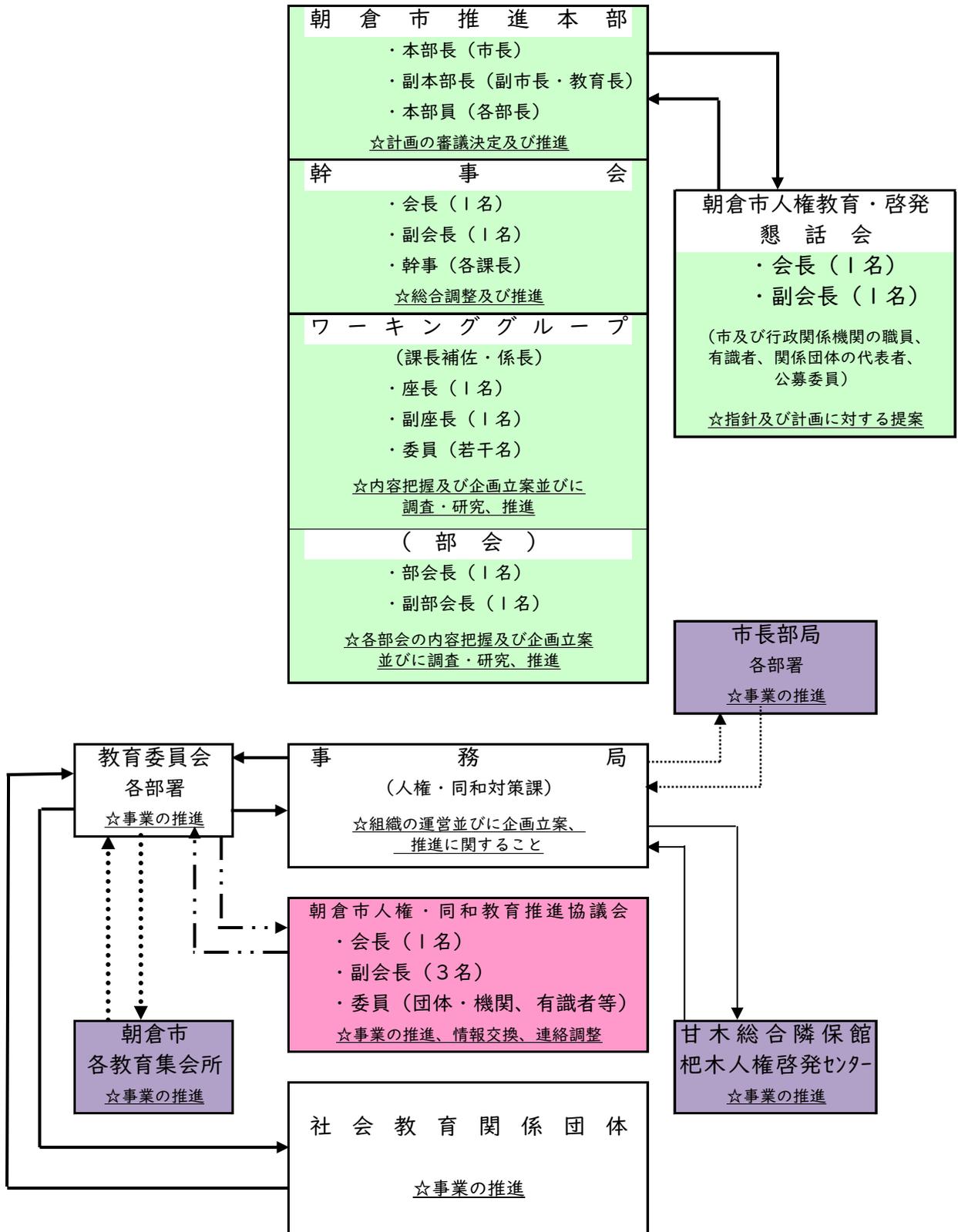
第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝倉市人権教育・啓発推進計画機構図

資料



(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づく国の人権教育・啓発に関する基本計画及び福岡県人権教育・啓発基本指針を踏まえ、朝倉市人権教育・啓発基本指針及びその推進計画（以下「基本指針等」という。）を策定し、人権教育及び人権啓発に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため朝倉市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本指針等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 基本指針等の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が行う人権教育・啓発に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長及びこれに相当する職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括するとともに、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指定した副本部長が、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、任務の遂行にあたる。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 本部長は、必要に応じて推進本部及び幹事会の合同会議を招集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務について、協議調整を行うとともに推進本部が決定した施策の推進に関し必要な事項を処理するため、推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事で組織する。
- 3 会長及び副会長は、それぞれ幹事の互選により定める。
- 4 幹事は、課長及びこれに相当する職員をもって充てる。

第7条 会長は、幹事会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、分担事務を行う。

第8条 幹事会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 幹事会の会議に幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者が代理する。

(ワーキンググループ)

第9条 推進本部に、各課から選出した者で構成するワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループは、座長、副座長及び委員で組織する。

3 ワーキンググループの座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により定める。

第10条 ワーキンググループは、次の事務を行う。

(1) 基本指針等に係る施策の調査、研究及び策定に関すること。

(2) 基本指針等に係る施策の調整に関すること。

(3) 基本指針等に係る施策の推進に関すること。

(4) その他基本指針等に係る施策に関すること。

2 座長は、ワーキンググループを総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 ワーキンググループにおいて、調査、研究及び審議された事項は、座長が推進本部又は幹事会の会議に報告するものとする。

第11条 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループの会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 ワーキンググループの会議に委員が出席できないときは、当該委員が指名する者が代理する。

(ワーキンググループの部会)

第12条 ワーキンググループに、必要に応じて部会を設けることができる。

2 ワーキンググループの部会の部会長及び副部会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 組織は、その内容に応じて事務局で定める。

第13条 ワーキンググループの部会の部会長は、同部会を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 ワーキンググループの部会において、調査、研究及び審議された事項は、部会長がワーキンググループの会議において報告するものとする。

第14条 ワーキンググループの部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループの部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの部会の会議に委員が出席できないときは、当該委員が指名する者が代理する。

(事務局)

第15条 推進本部の事務局は、人権・同和対策課に置く。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

すべての人の人権が尊重され、人権文化が息づく
差別のない社会を実現していきましょう。



朝倉市市民環境部 人権・同和対策課

〒838-0068 朝倉市甘木198-1番地

TEL 0946-28-7861 FAX 0946-52-1162

E-mail : jinken-kyoiku@city.asakura.lg.jp